なお、本技術基準は、協定規則第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

別添61　側方灯の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、自動車に備える側方灯に適用する（保安基準第35条の２関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.から6.までの規定は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第91号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添62　側方反射器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車に備える側方反射器に適用する（保安基準第35条の２関係）。

ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える側方反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。

なお、本技術基準は、協定規則第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

別添61　側方灯の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、自動車に備える側方灯に適用する。(保安基準第35条の２関係)

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.から6.までの規定は適用しない。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則(以下「協定規則」という。)第91号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添62　側方反射器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車に備える側方反射器に適用する。(保安基準第35条の２関係)

ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える側方反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

別添64　尾灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える尾灯に適用する（保安基準第37条関係）。

ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添65　後部霧灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後部霧灯に適用する（保安基準第37条の２関係）。

なお、本技術基準は、協定規則第38号と調和したものである。

2.～別紙　（略）

別添66　駐車灯の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、自動車に備える駐車灯に適用する（保安基準第37条の３関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

別添64　尾灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える尾灯に適用する。(保安基準第37条関係)

ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添65　後部霧灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後部霧灯に適用する。(保安基準第37条の２関係)

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第38号と調和したものである。

2.～別紙　（略）

別添66　駐車灯の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、自動車に備える駐車灯に適用する（保安基準第37条の３関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。